令和5年度　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画

No.	国の予算年度	補助・単独	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援	低所得世帯支援枠を活用する事業	交付対象事業の名称	所管	交付金の区分 通常交付金	交付金の区分 重点交付金	コロナ感染症への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	種類	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B1 国の R4予算分（交付限度額①、②、③）	B2 国の R4予算分（交付限度額④）	B3 国の R4予算分（交付限度額⑤）	B3´ 国の R4予算分（交付限度額⑥）	B4 国の R4予算分（交付限度額⑦、⑧）	B4´ 国の R4予算分（交付限度額⑨、⑩）	C 国庫補助額	D その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	検査促進枠の地方負担分に充当	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）
													合計	265,872	259,372	0	0	0	110,062	142,110	7,200	0	6,500								
1	R4	単	○	○	低所得世帯への重点支援給付金給付事業【低所得者世帯給付金】	－	－	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	－	143,610	143,610	－	－	－	1,500	142,110	－	－	－	①コロナ禍において物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金 ③給付金総額171,000千円 非課税世帯：142,110千円(4,737世帯×30,000円) 家計急変世帯：1,500千円(50世帯×30,000円) ④R5年度分の住民税非課税世帯(4,737世帯)、家計急変世帯(50世帯)	－	－	○	－	R5.5	R6.3	物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担を軽減するため、1世帯3万円の給付金を対象世帯に100%給付し生活者支援を行う。
2	R4	単	○	○	低所得世帯への重点支援給付金給付事業（事務費）	－	－	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	－	7,241	7,241	－	－	－	41	－	7,200	－	－	①コロナ禍において物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持するに為たって必要な事務経費 ②低所得世帯への給付金に係る事務費 ③事務費総額7,241千円 委託料5,554千円、使用料2千円、役務費1,104千円、消耗品等207千円、時間外勤務手当374千円 ④R5年度分の住民税非課税世帯(4,737世帯)、家計急変世帯(50世帯)	－	－	○	－	R5.5	R6.3	物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担を軽減するため、1世帯3万円の給付金を対象世帯に100%給付し生活者支援を行う。
7	R4	単	○	－	給食センター物価高騰対策重点支援補助事業	－	－	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	－	14,121	14,121	－	－	－	14,121	－	－	－	－	①コロナ禍における原油価格・物価高騰により食材料費高騰の中でも現状の質・量を維持した学校給食を提供するために、学校給食を運営する各学校に対して食材料費の増額負担分を支給することで、食材料費高騰の保護者負担への転嫁を防ぎ、子育て世帯を支援する。 ②給食センターへの補助金 ③21,944千円×64.35%≒14,121千円（総額に対し羽村市と瑞穂町の負担金の割合を乗じた額） ④児童・生徒及び保護者（学校給食組合を経由）（教職員は除く）	－	－	－	－	R5.4	R6.3	食糧品等の価格高騰による影響を軽減し、児童・生徒及び保護者への負担を増やさずに継続した事業運営ができるよう1,412万円の補助金を交付し支援を行う。
8	R4	単	○	－	環境配慮事業助成事業		－	○	○	④-Ⅰ. 原油価格高騰対策	○	③推奨事業メニューよりも更に効果があると考える支援	今後しばらく続くと思われるエネルギー価格の高騰に対応していくためには、東京都がHTTを推進しているように、省エネ家電の買い替えのような消費電力を減らす要素だけではなく、電力を創って蓄める要素も必要であると考えるため。	4,000	4,000	－	－	－	4,000	－	－	－	－	①エネルギーの創出等に関連する事業経費の一部を助成し、地域における低炭素社会の実現及び環境負荷の低減を図るとともに、コロナ禍におけるエネルギー価格の高騰による市民等の負担を軽減することを目的とする。 ②市民及び市内中小企業者への助成金 ③太陽光発電システム14件1,449千円、次世代自動車10件1,600千円、高密度蓄電池システム1件350千円、高遮熱塗装等改修工事5件300千円、高効率空調等改修工事3件90千円、LED照明改修工事2件63千円、浴室高断熱化改修工事2件80千円、高断熱化改修工事2件60千円、長期優良住宅1件8千円などのエネルギーを減らす・創る・蓄める効果のある事業に対し、総額4,000千円の助成 ④市民、市内中小企業者	－	－	○	－	R5.4	R6.3	エネルギー価格の高騰による負担軽減を図れるよう、1人（1社）あたり30万円を上限に助成金を交付することで、コロナ禍における物価上昇等対策として生活者支援を行う。
9	R4	単	○	－	介護サービス事業者電力・ガス・食料品等価格高騰対策助成事業		－	○	○	④-Ⅰ. 原油価格高騰対策	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	－	15,000	15,000	－	－	－	15,000	－	－	－	－	①コロナ禍における原油価格・物価高騰等により経済活動に影響を受けている市内介護サービス事業者及び特別養護老人ホーム等への支援 ②市内介護サービスへの助成金 ③通所系介護サービス：利用者の送迎または利用者宅への訪問に使用した事業所所有の自動車1台につき1,700円（月額）×月数（最大6か月）　6事業所 訪問系介護サービス：利用者の送迎または利用者宅への訪問に使用した事業所所有の自動車1台につき900円（月額）×月数（最大8か月）1事業所 施設系サービス等：入所者数×物価高騰影響額（128円）×日数（最大183日（4～9月分）） ④市内地域密着型介護サービス事業所、市内高齢者施設等（地方公共団体が受益者となる事業所は含まれない。）	－	－	－	－	R5.9	R5.12	コロナ禍における原油価格・物価高騰等による影響を軽減し、継続した事業運営ができるよう、事業所所有の自動車1台につき最大10,200円、入所者1人につき最大23,400円程度の助成金を交付し支援を行う。
10	R4	単	○	－	教育・保育施設等物価高騰緊急対策事業助成金		－	○	○	④-Ⅰ. 原油価格高騰対策	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	－	9,500	3,000	－	－	－	3,000	－	－	－	6,500	①コロナ禍における原油価格・物価高騰により経済活動に影響を受けている市内教育・保育施設及び一時預かり・定期利用保育・病児、病後児保育事業への支援 ②市内保育園及び幼稚園への助成金 ③給食提供施設在籍児童一人につき719円×上半期の各月月初在籍数（推計）12,300人、非給食提供施設在籍児童一人につき96円×上半期の各月月初在籍数（推計）20人、給食提供事業利用児童一人につき29円×上半期事業利用実績（推計）22,500人、非給食提供事業利用児童一人につき4円×上半期事業利用実績（推計）160人 ※9,500千円のうち、6,500千円に都補助金を充当 ④市内教育・保育施設及び一時預かり、定期利用保育、病児・病後児保育事業者（地方公共団体が受益者となる事業所は含まれない。）	－	－	－	－	R5.9	R8.3	コロナ禍における物価高騰による影響を軽減し、継続した事業運営ができるよう、教育・保育施設の下半期の各月月初在籍児童一人当たり719円（給食無しの場合は96円）、及び一時預かり・定期利用・病児、病後児保育事業の利用延べ人数一人当たり29円（給食無しの場合は4円）の助成金を交付し支援を行う。
11	R4	単	○	－	生活応援事業助成金（コロナ臨時交付金分）		－	○	○	④-Ⅰ. 原油価格高騰対策	○	③消費下支え等を通じた生活者支援	－	70,000	70,000	－	－	－	70,000	－	－	－	－	①市内でのキャッシュレス決済利用時に付与される還元ポイントに上乗せをするキャンペーンを行うことで、市内経済の活性化と利用者へのポイント還元によるコロナ禍における原油価格・物価高騰対策を行い、社会経済活動の下支えを図る。 ②羽村市商工会への補助金（還元ポイントの原資及び運営委託費用） ③ポイント原資122,750千円（ポイント還元率30%、一回当たり還元上限額2千円、期間内上限額8千円、実施期間1ヶ月）＋事務費7,250千円 =130,000千円 ④羽村市商工会（市内事業者、市民等） ※事業費130,000千円のうち、70,000千円は本交付金に、60,000千円は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に充当する。	－	－	－	－	R5.9	R8.3	コロナ禍における原油価格・物価高騰に対する生活者応援と事業者支援として、1回最大2,000円分のポイント還元を行い、期間中最大8,000円分のポイント還元を行う。
12	R4	単	○	－	高齢者におけるワクチン接種会場への移動補助事業		－	○	○	⑤-Ⅳ-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	－	2,400	2,400	－	－	－	2,400	－	－	－	－	①コロナ禍における物価高騰の影響を受ける高齢者のうち、新型コロナワクチン接種会場へ自力で来場することが困難な高齢者に対し、タクシーでの会場への来場費用を補助することにより、物価高騰禍における負担感の軽減を図るとともに、ワクチン接種による感染拡大の防止を図る。 ②高齢者が集団接種会場にタクシーで来場した際の自己負担額500円を超える費用をタクシー事業者に補助する。 ③1,500人×800円×2回＝2,400,000円 ④令和4年度の接種実績より利用者は延べ3,000人、タクシー事業者は6社	－	－	－	－	R5.4	R8.3	コロナ禍における原油価格・物価高騰に対する高齢者に対する生活支援として、ワクチン接種会場へのタクシー移動費用の片道500円を超える額1回最大800円程度の支援を称う。